

発委第3号

東浦町議会委員会条例の一部改正について

東浦町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年3月21日提出

提出者	東浦町議会議員	山	下	享	司
	東浦町議会議員	三	浦	雄	二
	東浦町議会議員	間	瀬	元	明
	東浦町議会議員	大	川		晃
	東浦町議会議員	水	野	久	子
	東浦町議会議員	秋	葉	富	士子
賛成者	東浦町議会議員	前	田	明	弘
	東浦町議会議員	北	野	興	地
	東浦町議会議員	間	瀬	宗	則
	東浦町議会議員	久	松	純	志
	東浦町議会議員	赤	川	操	恵
	東浦町議会議員	山	田	眞	悟
	東浦町議会議員	杉	下	久	仁子
	東浦町議会議員	長	坂	知	泰
	東浦町議会議員	森		靖	広

東浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

東浦町議会委員会条例（昭和 46 年東浦町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の目次及び条を改正後の欄の目次及び条に改める。

改正後	改正前																								
目次 第 1 章 通則(第 1 条―第 10 条の 2) 第 2 章 会議及び規律 (第 11 条―第 19 条) 第 3 章 公聴会 (第 20 条―第 25 条) 第 4 章 参考人 (第 25 条の 2) 第 5 章 記録 (第 26 条) 第 6 章 補則 (第 27 条) 附則 (常任委員会の設置) 第 1 条 略 (常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管事項</th></tr><tr><td>総務委員会</td><td>6 人</td><td><u>政策企画部</u>及び総務部の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項</td></tr><tr><td><u>こどもふくし委員会</u></td><td>5 人</td><td><u>ふくし文化部</u>、<u>こども未来部</u>及び教育委員会の所管に属する事項</td></tr><tr><td><u>まちづくり委員会</u></td><td>5 人</td><td><u>地域創造部</u>、<u>まちづくり部</u>及び<u>インフラ整備部</u></td></tr></table>	名称	定数	所管事項	総務委員会	6 人	<u>政策企画部</u> 及び総務部の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項	<u>こどもふくし委員会</u>	5 人	<u>ふくし文化部</u> 、 <u>こども未来部</u> 及び教育委員会の所管に属する事項	<u>まちづくり委員会</u>	5 人	<u>地域創造部</u> 、 <u>まちづくり部</u> 及び <u>インフラ整備部</u>	(常任委員会の設置) 第 1 条 略 <u>2 議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。</u> (常任委員会の名称、委員の定数及びその所管) 第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>定数</th><th>所管事項</th></tr><tr><td>総務委員会</td><td>6 人</td><td><u>企画政策部</u>及び総務部の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項</td></tr><tr><td><u>文教厚生委員会</u></td><td>5 人</td><td><u>健康福祉部</u>及び教育委員会の所管に属する事項</td></tr><tr><td><u>経済建設委員会</u></td><td>5 人</td><td><u>生活経済部</u>、<u>建設部</u>及び<u>都市整備部</u>の所管に属</td></tr></table>	名称	定数	所管事項	総務委員会	6 人	<u>企画政策部</u> 及び総務部の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項	<u>文教厚生委員会</u>	5 人	<u>健康福祉部</u> 及び教育委員会の所管に属する事項	<u>経済建設委員会</u>	5 人	<u>生活経済部</u> 、 <u>建設部</u> 及び <u>都市整備部</u> の所管に属
名称	定数	所管事項																							
総務委員会	6 人	<u>政策企画部</u> 及び総務部の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項																							
<u>こどもふくし委員会</u>	5 人	<u>ふくし文化部</u> 、 <u>こども未来部</u> 及び教育委員会の所管に属する事項																							
<u>まちづくり委員会</u>	5 人	<u>地域創造部</u> 、 <u>まちづくり部</u> 及び <u>インフラ整備部</u>																							
名称	定数	所管事項																							
総務委員会	6 人	<u>企画政策部</u> 及び総務部の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項																							
<u>文教厚生委員会</u>	5 人	<u>健康福祉部</u> 及び教育委員会の所管に属する事項																							
<u>経済建設委員会</u>	5 人	<u>生活経済部</u> 、 <u>建設部</u> 及び <u>都市整備部</u> の所管に属																							

	の所管に属する 事項		する事項
(特別委員会の設置)		(特別委員会の設置)	
第4条 略		第4条 略	
2 <u>特別委員</u> の定数は、議会の議決で定める。		2 <u>特別委員会の委員</u> の定数は、議会の議決で定める。	
3 <u>特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u>			
(委員の選任)		(委員の選任)	
第5条 略		第5条 略	
2 <u>議員は少なくとも一の常任委員となるものとする。</u>		2 略	
3 略		3 略	
4 略		4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は第3条《 <u>常任委員の任期</u> 》第2項の例による。	
5 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、 <u>第3条第2項の例による。</u>			
(開会の特例)			
第11条の2 <u>委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。</u>			
(1) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u>			
(2) <u>育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u>			
2 前項の規定により委員会が開会され			

<u>る場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u> 3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 (定足数) 第 12 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 14 条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。 (秘密会) 第 16 条 委員会（第 11 条の 2 第 1 項の規定により開会するものを除く。）は、その議決で秘密会とすることができる。 2 略 (意見を述べようとする者の申出) 第 21 条 略 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 25 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。 (代理人又は文書等による意見の陳述) 第 25 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示	(定足数) 第 12 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 14 条《委員長及び委員の除斥》の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。 (秘密会) 第 16 条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。 2 略 (意見を述べようとする者の申出) 第 21 条 略 (代理人又は文書による意見の陳述) 第 25 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許
--	--

することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 第 25 条の 2 略 2 略 3 <u>第 23 条、第 24 条</u>及び前条の規定は、参考人について準用する。 第 26 条 略 2 略 3 <u>第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>	可した場合は、この限りでない。 第 25 条の 2 略 2 略 3 <u>第 23 条（公述人の発言）、第 24 条（委員と公述人の質疑）</u>及び前条の規定は、参考人について準用する。 <u>（記録）</u> 第 26 条 略 2 略
--	---

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の東浦町議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第 2 条の表に掲げる文教厚生委員会及び経済建設委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）である者は、この条例の施行の日に、それぞれ改正後の東浦町議会委員会条例（以下「新条例」という。）第 2 条の表に掲げるこどもふくし委員会及びまちづくり委員会の委員長等を選任されたものとみなし、その任期は、新条例第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、旧委員会の委員長等としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- この条例の施行の際現に旧条例第 2 条に規定する常任委員会に付議されている継続審査事件は、それぞれ新条例第 2 条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続審査事件とみなす。

提案理由

オンラインによる方法を活用した委員会の開会を可能にする等のため提案するものである。